

皆さまの声を、私たちにお届けください。

JAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置について

JAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置について

● 苦情処理措置の概要

前橋市農業協同組合

令和5年7月24日現在

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

1. 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
2. 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
3. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

当JAの相談・苦情などの受付窓口

本所金融部	027-261-7529	西部支所	027-251-2487
中央支所	027-261-0219	北部支所	027-288-2233
前橋支所	027-223-7411	大胡支所	027-283-2027
南部支所	027-265-0956	宮城支所・粕川支所	027-283-2501
南橋支所	027-231-2686	粕川スマート支所	027-285-3111
桂萱支所	027-231-2285	JAビル支所	027-220-2150

- 受付時間: 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
- 電子メールによるお申し出の場合: mail@maebashi.jagunma.net

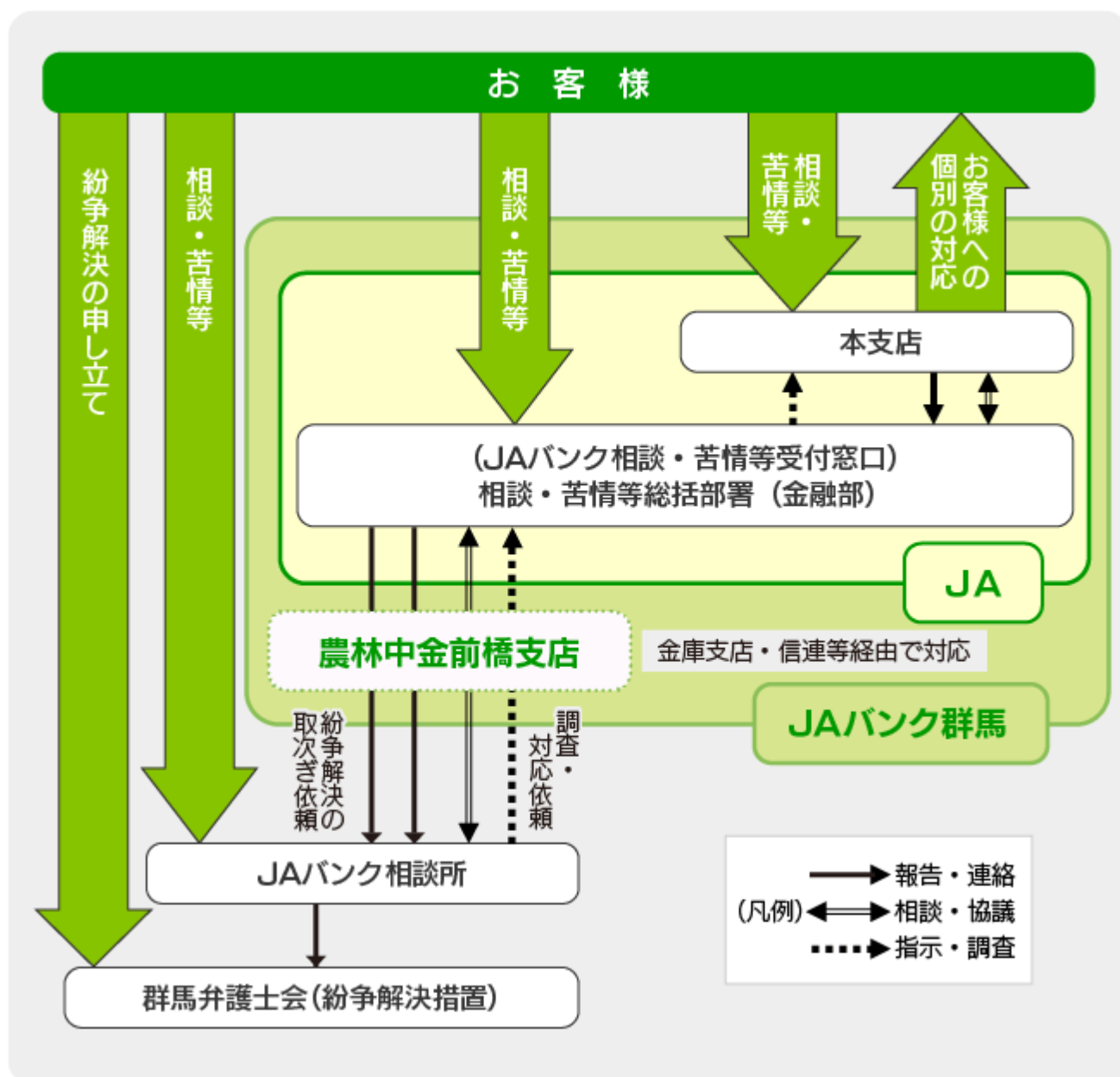
4. JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、JA バンク群馬やご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、JAバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

JAバンク相談所 ☎ 03-6837-1359

○ 受付時間: 午前9時～午後5時 (金融機関の休業日を除く)

苦情等受付・対応態勢

当組合は、下図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



お客様からの信用事業にかかるお申し出に対する対応について

● 当組合の内部規則(苦情等対応要領)の概要

1. お客様からの信用事業にかかるご相談・苦情等については、当組合の本支所で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
2. 当組合は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
3. ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客様のご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
4. ご相談・苦情等の内容やお客様のご要望等に応じ、お客様に適切な外部機関(金融ADR制度において当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。)をご紹介しますとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
5. 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間にあっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

標準的な手続の流れ

お客様から苦情等のお申し出

お客様からのお申し出内容・事情の聞き取り

当組合からお客様に対して苦情等対応の手続のご説明

当組合からお申し出を受理した旨をお客様へご連絡

当組合による事情・事実関係等の調査

当組合内での協議

当組合からお客様へ必要に応じて進捗状況のご説明

当組合からのご回答（結果のご説明）

お客様のご理解・ご納得

不 調

JAバンク相談所または紛争解決措置として
群馬弁護士会紛争解決センターをご紹介します。
(次ページ参照)

● 紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

群馬弁護士会 紛争解決センター ☎ 027-234-9321

・受付時間: 午前 10 時～午後 5 時（土日祝日を除く）

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当組合の JA バンク相談・苦情等受付窓口または JA バンク相談所にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

JAバンク相談・苦情等受付窓口 ☎ 027-261-7529

○ 受付時間: 午前9時～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）

JAバンク相談所 ☎ 03-6837-1359

○ 受付時間: 午前9時～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当組合の JA バンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。